

情報通信審議会 電気通信事業部会（第77回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成19年6月21日（木）16時30分～16時53分

於、総務省第1会議室

第2 出席委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、高橋 伸子、

東海 幹夫、長田 三紀、安田 雄典

（以上6名）

第3 出席関係職員

(1) 総合通信基盤局

森 清（総合通信基盤局長）、桜井 俊（電気通信事業部長）、

佐村 知子（総合通信基盤局総務課長）、鈴木 茂樹（事業政策課長）、

谷脇 康彦（料金サービス課長）、二宮 清治（料金サービス課企画官）、

渡辺 克也（電気通信技術システム課長）、宮本 正（番号企画室長）

(2) 事務局

松村 浩（情報通信政策局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 答申事項

電気通信事業法施行規則等の一部改正について

【平成19年4月19日付け 諮問第1169号】

(2) 諮問事項

電気通信番号規則の一部改正について【諮問第1176号】

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信審議会 電気通信事業部会の第77回会議を開催いたします。

本日は、委員7名中6名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

議 題

(1) 電気通信事業法施行規則等の一部改正について
【諮問第1169号】

○根岸部会長　それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日は、答申事項1件と諮問事項1件でございます。

それでは、最初に、答申事項より審議をいたしたいと思います。

諮問第1169号、電気通信事業法施行規則等の一部改正について審議いたします。

本件は、本年4月19日開催の当部会におきまして総務大臣から諮問され、5月21日までの間、1回目の意見募集を行い、その後、5月24日に提出されました意見を公表し、6月6日までの間、再意見の募集を行いまして、2回の意見募集でいただいた意見を踏まえまして、接続委員会で検討をいただきました。本日は、接続委員会での検討結果を主査の東海委員からご報告いただきます。よろしく申し上げます。

○東海委員　お手元の資料77-1をごらんいただきたいと思います。

電気通信事業法規則等の一部改正について、接続委員会における調査検討の結果をご報告させていただきます。

まず、諮問の概要を簡単に申し上げたいと思います。19ページをおあけいただければと思います。

改正の背景でございます。本件は、本年3月30日の答申、「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備」を踏まえて、その際にも、当部会で各項目についてご議論いただいたところがございますけれども、今回、省令改正を要する3つの事項について規定整備を行おうとするものでございます。

Ⅱの主な改正の概要をごらんいただきたいと思います。接続料規則の関係では2点の規定整備がございます。

まず第1点目は、スタックテストの一層の透明化を確保する観点から、その実施根拠について、接続料規則に規定整備するといったものでございます。

それから、2点目は、事後精算制度の見直しでございます。具体的には、20ページでございますが、アの①及び②でございますように、適用年度の実績値が判明した後に、実績値とのかい離分の2分の1を精算する、いわゆるタイムラグ精算を廃止いたしまして、原則として、直近の実績に基づき接続料を算定した上で、適用年度実績とのかい離分を調整額として次期接続料の原価に算入することとするものでございます。

また、21ページのイでございますように、調整額が過大になることにより接続料が急激に変動することを防ぐために、接続料原価の算定に際して、直近の実績値にかえまして予測値を用いることや、1年を超える算定期間を設定できるように規定整備するものでございます。

続きまして、22ページでございますが、施行規則関係でございますけれども、これは、競争事業者において、電柱上でNTT東西の設備と接続してブロードバンドサービスを提供する計画が本格化したことを踏まえまして、電柱等における円滑な接続を確保するため、コロケーションルールの適用対象に、新たに電柱等を追加するといったものでございます。

以上が概要でございます。

本件につきましては、先ほど部会長からお話ございましたような形で意見募集を行いまして、合計11社から意見を寄せられました。今回、寄せられました意見とその考え方につきましては、戻っていただきまして、2ページ目以降にまとめておりますけれども、多数の意見がございましたので、整理させていただきます。主な意見とその考え方について紹介をさせていただきたいと思っております。

2ページの意見1-1、1-2をごらんいただきたいと思います。

これは、スタックテストを接続料設定の原則として省令に規定することについて、接続事業者からは賛同意見が寄せられておりますけれども、他方、NTTからは反対意見が寄せられているものでございます。

NTTのご主張は次の3点でございます。

1番目は、スタックテストを満たさないことを理由に、現実のコストを下回る接続料を強制することとすれば、公正競争上、問題という考え方。

2番目は、接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないようにすることは、原価

に照らし、公正妥当なものであることという法律上の認可基準を逸脱しているのではないかとことです。

3番目は、省令上、NTT東西は接続料の算定方法や算定期間を選択できるが、ストックテストの要件を満たさないことを理由に、その選択が制約されるとすれば、規定が矛盾しているのではないかとという考え方でございます。

これらを踏まえますと、NTTから不当な競争を引き起こさないものとなるように、配意するものとするとの修正意見をいただきました。

これに対しましては、考え方1をごらんいただきたいと思います。接続料が原価に照らし公正妥当なものであること、これは事業法第33条第4項第2号でございますが、これには、当該接続料が接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないような水準であることも含まれることから、これまでも接続料の認可に際して、特に接続委員会でございますが、このことを検証してきたわけでございます。

冒頭でも申し上げましたけれども、本改正案は、制度の一層の透明性を確保する観点から省令に規定するものであり、その運用は、当然、事業法に基づき行われることとなります。

また、省令上は、接続料原価の算定に際し、接続料設定事業者に認められている裁量、原価算定期間等ではありますが、これは、接続料設定の原則（接続料規則第14条）に従うことを前提とされていますので、両者は整合的と考えられます。

最後に、なお書きで、NTT東西が提案する修正案では、接続料が不当な競争を引き起こすものであっても認可しなければなりませんので、本改正案は適切との考え方を示させていただきました。

それから、7ページに飛んでいただきたいと思います。

これは、事後精算制度の廃止、及び事前に接続料が確定する方式の導入の問題でございますが、意見4-1、4-2をごらんいただきたいと思います。今回の省令改正は、あくまでも3月の答申で指摘した点について制度整備を行うものですので、実績原価方式以外の算定方式の変更は、あえて行っていないところでございます。

そのことについて、接続事業者から、長期増分費用方式や将来原価方式により算定される接続料には、調整額の適用はないと理解しているが、確認したいというご意見がございまして、NTT東西からは、将来原価方式の接続料にも調整額を適用すべきというご意見が寄せられたものでございます。

この点につきましては、考え方4にまとめさせていただきました。

本改正案は、本年の3月答申を踏まえ、従来実績原価方式により算定されてきた接続料の算定方法を見直すことを目的としたもので、将来原価方式など、他の算定方法により算定されているものの扱いを変更するものではない旨、示させていただきました。

さらに、なお書きといたしまして、現在、将来原価方式等により算定される接続料に係る精算方法の見直しについては、今後、その接続料の再計算を行う場合等において、必要に応じて検討することが適当であると整理させていただいております。

11ページでございます。意見9-1と、その後の意見9-2をごらんいただきたいと思えます。

これは、接続事業者から、事後精算制度の見直しによりNTT東西のリスクが軽減されることから、接続料算定に用いる自己資本利益率にこれを反映させるべきとの意見が寄せられ、逆に、NTTからは、今回の見直しにより事業リスク自体が軽減されるわけではないこと等から、自己資本利益率の算定方法を変更することは不適切という意見が寄せられたものでございます。

これにつきましては、考え方9をごらんいただきたいと思えます。

ことし3月の答申で示されたとおり、精算方法の変更は事業リスクに影響を与えることから、自己資本利益率の見直しを行うことが必要と考えられます。他方で、13ページの再意見9-3において、NTT東西からは、自己資本利益率の算定に用いている現行の β 値、0.6でございますけれども、これは必ずしも近年の通信市場における事業リスクの変化を十分に反映したものではないとの意見が出されております。

以上を踏まえますと、自己資本利益率については、まずは、NTT東西において適切な β 値を示していただいた上で、その妥当性を検証することが適当ではないかと判断いたしました。

このため、総務省において、NTT東西に対し、平成19年9月末までに本改正及び現時点における事業リスクを踏まえて β 値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することを求め、当該 β 値の適正性について、総務省及び当審議会において、平成20年度接続料の認可に際し、改めて検証することが適当という考え方を示させていただきました。

それから、もう一つ、最後の観点でございますが、電柱等におけるコロケーションルールの整備に関するものでございます。16ページの意見12をごらんいただきたいと

思います。

これは、電柱利用に係るルールは、電柱に係るすべての利害関係者に適用される公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドラインに盛り込むべきというご意見でございます。

これに対しましては、考え方12をごらんいただきたいと思いますが、本年3月の答申において示されたとおり、今回の電柱等におけるコロケーションルールの整備は、ボトルネック設備への透明、公平、迅速かつ合理的な条件による接続を確保する観点から、NTT東西の電柱等のうち、あくまで第一種指定電気通信設備との円滑な接続に必要なものについてルールを整備するものでございます。

したがって、他人の土地等の使用权に関する協議の認可・裁定の運用基準である電柱・管路ガイドラインに同様の内容を盛り込むことは、必ずしも適当でないと整理させていただきました。

ただし、今後、電柱等の利用の円滑化を通じ、設備競争を一層促進する観点から、当該ガイドラインについても、適時適切に見直しを行うことが適当ですので、その旨もあわせて示させていただきました。

以上、接続委員会といたしましては、1ページに戻っていただきまして、この報告書にございますとおり、本件につきましては、諮問のとおり改正することが適当であるとの報告をさせていただくものでございます。

ただし、考え方9をごらんいただきましたように、自己資本利益率の見直しに関しては、平成19年9月末までに、本改正及び現時点における事業リスクを踏まえてβ値を見直し、その結果を根拠とともに総務省に報告することをNTT東西に対して求めるとともに、当該β値の適正性について、平成20年度接続料の認可に際し、改めて検証することという要望事項を加えさせていただいております。

以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

ご意見はございませんでしょうか。

ございませんようでしたら、諮問第1169号につきましては、先ほど報告書ということでしたいただきましたものと内容的には同じですが、18ページに答申書ということで

答申書（案）というものが出ておりますけれども、この答申（案）のとおり答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、案のとおり答申いたします。

(2) 電気通信番号規則の一部改正について

【諮問第1176号】

○根岸部会長 次に、諮問事項の審議に移ります。

電気通信番号規則の一部改正につきまして、総務省より説明をお願いいたします。

○宮本番号企画室長 それでは、私のほうからご説明を申し上げます。

資料77-2をごらんいただきたいと思いますが、一番上につけてございます2枚ものの概要ペーパーを用いましてご説明を申し上げたいと思います。

なお、その後ろに、電気通信番号規則の一部を改正する省令案の新旧対照表がございますので、よろしければ、適宜ご参照いただければ幸いです。

それでは、説明申し上げます。

まず、改正の背景でございますが、本年3月30日付で情報通信審議会からご答申をいただきました「FMCサービス導入に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」この答申に基づきまして、FMCサービスを提供するための電気通信番号に関する規定を整備するために、電気通信番号規則の一部を改正するものでございます。

次に、改正の概要でございますが、一言で申し上げるとすれば、FMCサービスの提供につきまして、新規の番号として060番号、そして、既に使われております既存番号の中から080、090、これは携帯電話の番号でございますが、そして、PHSの番号でございます070番号、そして、IP電話の番号でございます050番号を利用可能とするというものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

まず、本則の部分でございますが、これは第10条第1項第1号関係と書いてございますが、今申し上げました060番号の規定の整備ということで、このFMCサービス、番号規則上では、利用者からの随時の請求により特定される端末系伝送路設備を介して提供する電気通信役務という形で定義をさせていただいていますが、このFMCサービスの番号として060番号というものを規定してございます。

そして、(2)でございますが、いわゆる既存番号というもので、今申し上げました

ように、携帯電話の080、090、そしてPHSの070、IP電話の050、これは、これまで使われている用途に追加いたしまして、FMCサービスに用いることができるように規定を追加するものでございます。

なお、携帯電話、PHSとの組み合わせといたしましては、0AB～J固定電話、そして050IP電話、また050IP電話との組み合わせといたしましては、携帯電話、PHSを規定しているような形になってございます。

次に、(3)につきましては、手続についての規定の整備、第15条関係でございますが、既に指定を受けている番号、例えばこの携帯の090のようなものでございますが、この番号をFMCサービスに利用する場合、新たにFMCサービスを提供するための要件というのは後で出てまいります、その要件を満たすことについて、サービス開始前に届出を行うといった手続についての規定を整備するものでございます。

(4)でございますが、これは取り消しの規定ということでございまして、現在、それぞれの番号につきまして、その要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる旨の規定が既にございますが、その中に、今回、追加するFMCサービスの要件というものを満たさなくなった場合にも取り消すことができるというものを追加するものでございます。

次に、2ページ目でございます。

まず、1番目でございますが、060番号の指定単位の変更と書いてございますが、別表第1第10号関係でございますが、答申で、広く事業者にサービス提供の機会を与えるという観点から、番号の効率的な利用に配慮することが望ましいという形で答申をいただいております。この観点から、広く多くの事業者にできるだけ指定できるようにということで、これまで10万単位という形になっていましたものを1万単位と少し区分けを細かくしてできるような形にさせていただきたいということでございます。

(2)でございます。これは、060番号の指定要件を整備するというものでございまして、答申でいただいたものに基づきまして指定要件を規定しております。

まず、1番目でございますが、これはその名のとおり、呼を振り分ける機能を有する設備を設置すること。

そして、2番目に、第一種指定電気通信設備との網間接続をすることということで、これは答申では、少なくとも第一種指定電気通信設備を使用して提供される加入電話からFMCサービス加入者に発信できることとなっていることを踏まえたものでござい

して、平たく申し上げれば、現在は、NTT東西の加入電話から発信できるという意味になるかと思えます。

3番目に、これは一言で言えば品質の規定でございまして、利用者からの随時の請求に応じて特定する端末系伝送設備の、これは、要するに、平たく言いますと組み合わせるものということになりますが、そのものにつきまして、技術基準適合確認等が実施されていることが確認できるということで、つまり、これをもちまして品質が担保できるということでございます。

次に、3番目でございますが、いわゆる既存番号につきましても、答申に基づきまして要件を追加してございます。

①、②は、060番号と同様の規定でございます。

③でございますが、これは、050番号につきまして、特に答申の中で、ガイダンス等の適切な方法により、PHS、携帯電話回線に接続し、その料金水準で課金されることを接続前に発信者が把握できる措置を講じることを条件とすることが適当であるというだけおいてありますことを踏まえまして、③呼の接続前に、発信者に対し、接続先とその料金水準で課金される旨を通知するための措置を講ずることというのを要件として追加してございます。

以上、要件でございますが、あと、(4)は手続的な、あくまで様式でございまして、申請、届け出をするための様式の整備という内容でございます。

最後に、3番目の附則でございますが、1番目といたしまして、本改正案は、公布の日から施行すること。

そして、2番目といたしまして、これは、既に指定された060番号がございまして、これにつきまして、引き続き使用可能であること、つまり、改正後も使用可能であるということを明確にするためのみなし規定を置くということでございます。

以上、簡単ではございますが、ご説明にかえさせていただきます。よろしく願います。

○根岸部会長　ありがとうございました。

本年3月30日付けの答申を受けまして、FMCサービスを提供するための番号規則の一部改正ということでございました。これは、今、諮問ということでありまして、諮問書を大臣からいただいております。この点につきまして、どうぞ、ご質問、ご意見がございましたら。

以前にも審議した記憶がございますので、多分問題ないと思いますが、よろしいですか。

それでは、諮問ということがございますので、本件につきましては、情報通信審議会議事規則の規定に従いまして、この諮問案を本日の部会長会見で発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見募集を行うということにいたします。

意見の招請期間は7月23日（月曜日）までといたします。

本件につきましては、電気通信番号委員会にて検討していただくことにいたします。

閉 会

○根岸部会長　それでは、本日の審議はこれで終了いたしました。委員の皆様、あるいは事務局から何かございますか。ございませんか。よろしいですか。

それでは、以上で会議を終了いたします。

次回は7月23日（月曜日）午前10時から、8階総務省第1特別会議室で開催予定でございますので、よろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。

— 了 —

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。【[配付資料](#)】

担当：総務省情報通信政策局総務課情報通信審議会係 徳部、頓所

電話 03-5253-5694

FAX 03-5253-5714

メール t-council@ml.soumu.go.jp